

諮問日：令和4年10月5日（令和4年度（最情）諮問第14号）

答申日：令和5年2月1日（令和4年度（最情）答申第29号）

件名：特定年度の簡易裁判所判事における女性登用の数値目標について記載された文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「令和4年度の簡易裁判所判事における女性登用の数値目標について記載された文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年6月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

簡易裁判所判事の女性比率は裁判所内における他の官職や管理職員との比較はもとより、他の行政官庁や地方自治体と比較しても極めて低い。各分野において女性の占める割合を高めることは国の重要な政策となっており、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）は女性登用の数値目標が義務付けられており、簡易裁判所判事もその例外ではない。

そうすると裁判所は国の機関であり、司法権を行使する立場であるから憲法14条に定められた男女平等や女性活躍推進法を擁護し、国民に対して率先垂範をなすべき立場にある。

これを本件についてみると、簡易裁判所判事の女性比率は極めて低いのであるから、その原因について調査し解決方法について国権の最高機関たる国会や主権者たる国民に提示することが憲法及び女性活躍推進法の本旨にかなうといふべきである。なぜならば、裁判官及び裁判所職員は公務員であり全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないからである。よって、簡易裁判所における女性登用の数値目標は法律に基づき当然に検討されているはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。
- 2 裁判所においては、女性活躍推進法に基づき、令和3年3月31日付け「裁判所特定事業主行動計画」（以下「当該行動計画」という。）を策定し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする数値目標を設定しているが、本件開示申出内容である簡易裁判所判事についての令和4年度の女性登用の数値目標は設定していない。そのため、当該行動計画は本件開示申出の対象文書には該当せず、その他にも本件開示申出に係る文書を作成又は取得していることはない（令和3年度（最情）答申第53号参照）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月16日 審議
- ④ 令和5年1月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所においては、当該行動計画を策定し、当該行動計画において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする数値目標を設定しているが、簡易裁判所判

事についての令和4年度の女性登用の数値目標は設定していないため、当該行動計画は本件開示申出の対象文書に該当しないとのことである。

そこで最高裁判所事務総長の上記説明の内容について検討すると、当該行動計画には、令和3年度から令和7年度末までを計画期間とする裁判所特定事業主行動計画が記載されており、職員の採用に関する項目には、「採用について」として「職員の採用については、現状において、裁判所職員採用総合職試験及び裁判所職員採用一般職試験からの採用者全体に占める女性割合が6割を超えている。この割合は採用試験合格者全体に占める割合に見合ったものであり、引き続き、同様の状況となるよう努める。」「裁判官の採用については、これまでも男女の別なく、対象者の能力、適性をはじめとする全ての事情を総合的に勘案して、裁判官としてふさわしい者を最高裁判所において指名してきており、また任命されてきていることから、今後ともこうした努力を続ける。」と記載されていることが認められる。上記記載内容を踏まえれば、当該行動計画には、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする数値目標が設定されているが、簡易裁判所判事についての令和4年度の女性登用の数値目標は設定されていないため、当該行動計画は本件開示申出の対象文書に該当しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子